

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例(令和元年条例第23号。以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定及び公文書不存在決定(以下「本件決定」という。)の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和4年7月13日

請求内容：名張市が一部の来庁者に行っている以下の接遇や応対や公務を行う又は行っていないと定めた公文書及び当該の接遇や応対を来庁者や庶民全員に行っている事がわかる公文書。

- ① 令和4年6月7日付け 名総総第150号、令和4年6月3日付け 名都計第167号、令和4年6月3日付け 名農委第88号の対象となる審査請求は別々だが、それぞれの補正命令や反論書の提出に関する通知文に対して、3件とも令和4年4月27日付けで審査請求したとあるが、番号等は記載が無い。その事を指摘され、名張市 総務室が謝罪と今後の改善を行う旨の連絡を行った。しかし、その後も名企第148号で同様に審査請求日のみを記載し、基になる決定の番号を記載しないで、相手に対して混乱を起こす公務を継続している。公務において改善も無く、ただ無茶苦茶な公務を繰り返す。
- ② 秘書広報室に電話をし、室長(もしくは担当者)不在の為に折り返しの電話をお願いした際に、電話を折り返すには相手の電話番号を聞く必要があるが、電話番号を聞こうとしない。めんどくさそうに電話を切るという、相手に対して大変失礼で、社会人としての常識の無い電話応対を行う。
- ③ 名張市の市民相談室に、名張市職員の公務が無茶苦茶であり、大変失礼であり、来庁者を愚弄しており、来庁者を差別しているとお伝えし、市長からの面談による直接の謝罪を求められてもその回答もしない。
- ④ 令和4年6月9日付け 名人研第265号にて公開決定した公文書を請求者に公開する際に、名張市の職員の接遇に関する教育の責任者である人事研修室長が、無茶苦茶な接遇、失礼な接遇、相手を愚弄している接遇、相手を差別している接遇等、名張市の職員の接遇に問題ある事が検証されてい

るのに、自分には責任が無いがごとく他人事の様に淡々と説明するだけで、職務上の責任を放棄している。

また、これらと併せ、名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠。

実施機関の処分：令和4年8月5日付け名人研第519号（公文書公開決定）

令和4年8月5日付け名人研第519号（公文書不存在決定）

令和4年8月5日付け名企第196号（公文書不存在決定）

処分内容：②及び③に対し、不当要求行為等対応マニュアルを公開決定。

名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠に対し、名張市職員のサービスの宣誓に関する条例を公開決定。

①及び④に対し、公文書を作成していないとして不存在決定。

3 審査請求人の主張要旨

名張市農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、名張市が保有している公文書を公開することを求める。

また、本件請求書記載の接遇等を現に行った部署が各自不存在決定を行うとともに、定めのない公務を行ったことについて、説明を行うよう求める。

併せて、名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠の公開を求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張要旨

本件決定を取り消すには、本件決定の違法性又は不当性が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していない。

農業委員会の決定は他の実施機関の処分であるから、本件審査請求で求めることができるものではなく、また、職員全般の対応に係る公開請求に対し、各部署が個別に不存在決定を行わなくとも違法ではないため、審査請求人の主張は不合理である。名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠については、名張市職員のサービスの宣誓に関する条例を公開決定し、その写しを交付しているため、本件決定を取り消す理由はない。

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に

対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

本件決定は、公開請求書に記載の事項から可能な限り該当する公文書を公開しているものと判断でき、妥当である。

審査請求人は、審査請求書において、本件決定とは別の実施機関が行った決定に対し取消しを求めているが、これについては実施機関の主張のとおり、本件決定の実施機関が他の実施機関の決定を取り消すことはできないため、審査請求人の主張には理由がない。

また、不存在決定を各部署から個別に通知した上で、公開請求書に記載の接遇等を現に行った各部署から公務の説明を求めるという主張についても、公文書の公開を求めることができるという情報公開制度の趣旨から逸脱している。

なお、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年10月17日	諮問
令和6年 1月19日	令和5年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和6年 2月 2日	答申

7 審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	辻陽	近畿大学法学部 教授
委員	中野栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委員	高嶋雅子	人権擁護委員
委員	田中友康	楠井法律事務所 弁護士